

第31回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月13日(水)午後2時から午後2時55分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(11人)

会	長	14番	前川	正人							
委	員	2番	唯野	哲夫	3番	目黒	正一				
		5番	佐藤	雄一	6番	三國	実加				
		7番	丹野	義基	9番	岩本	一夫				
		10番	後藤	義昭	11番	山田	秀晴				
		12番	武島	竜太	13番	佐藤	陽子				

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	四栗	和広
事務局次長兼農業振興係長	渡部	賢治
事務局農地係長	佐々木	国秀
事務局主事	芳賀	純平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について

報告第2号 専決処分について

(1) 農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について

(2) 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について

報告第3号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 令和2年度第6号農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第31回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第31回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席、遅参の届出はございません。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、私のほうから、先月総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。12月11日金曜日であります。総会前に、だより編集委員会を開催しております。12月21日月曜日あります。市役所において、農用地利用調整会議が開催され、荒徳吉委員、佐藤辰雄委員の同席いただいております。12月24日木曜日あります。杉妻会館において、福島県農業会議第58回常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。また同日、市役所において、農業委員候補者選考委員会を開催し、佐藤陽子会長職務代理者が、選考委員として出席しております。12月25日金曜日あります。議案を配布させていただいております。1月5日火曜日あります。本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。9番岩本一夫委員、10番後藤義昭委員、ご両名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、報告第1号農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答についてご説明いたします。農地等利用最適化推進施策に関する意見書でございますが、去る11月16日付で市長に提出し、12月22日付で市長部局から回答がございました。回答書の説明のため、農林水産課職員の入場を許可していただきたいと思っております。以上よろしくお願いたします。

議 長 お諮りいたします。ただいま事務局説明のとおり、農林水産課より回答書の説明をいただくため、農林水産課長の入場を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声。)

議 長 ご異議なしと認めます。農林水産課長の入場を認めます。

(農林水産課古市課長 入場)

議 長 それでは、農林水産課古市課長より回答書の説明を求めます。

古市課長 いつも大変お世話になっております。農林水産課長の古市と申します。報告の前にまず、若干お時間をいただきまして、皆様に御礼を申し上げたいと思っております。農業委員の皆様におかれましては、人・農地プランの実質化に向けた座談会にご協力をいただき、ありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。おかげさまで、農業委員の皆様、推進委員の皆様のご助言、アドバイス等をいただきながら、昨年9月2日から12月23日まで、計16地区におきまして、座談会を無事終了することができました。今後は、座談会での意見を取りまとめまして、人・農地プラン案を作成いたします。その後、検討委員会を立ち上げまして、その中で更にご意見をいただきながら、具体的な計画を策定していく、という運びとなっております。引き続き、農業委員の皆様のお力添えをよろしくお願いたします。

それでは、意見書に伴います回答について、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、1つ目の農地・農業用施設災害の早期復旧について、説明させていただきます。現在、令和元年東日本台風による農地等の災害復旧について、早急に復旧できるよう、他自治体から応援職員の支援をいただきながら、注力しているところでございます。農林水産課には、3名の技術職員を派遣していただきまして、農地、林道等の技術面をフォローしていただいております。今回、農地の被害以外にも、河川や道路といった土木関係の被災の多さから、復旧工事の遅れ、事業所の作業員の問題等もございまして、場所によっては、工事が遅れている所も散見されるところでございます。しかしながら、来年度の作付けに向かって、大きな影響が出ないように、事業所と協議、調整しながら最善を尽くしてまいりたいと考えております。

また、来年度も作付けができなかった場合の農地に対しての補償等につきましては、個々の状況を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

なお、農地に関する復旧工事について補足させていただきますと、一昨年の12月から昨年の1月まで、国の災害査定を受けまして、実際の工事発注は、昨年の2月頃から開始しております。着工して1年が経とうとしている訳でございますが、昨年12月末現在で、国の大規模災害査定分として90件の認定を受けております。その内、完了済みが80件、進捗率は約90%となっております。それ以外、国の大規模災害以外の小規模災害分でございますが、受付件数として708件ございました。現在完了件数が486件で、進捗率は約70%という状況でございます。引き続き、工事進捗を管理しながら、復旧に際して最善を尽くしてまいりたいと考えております。

2つ目、耕作放棄地の発生防止・解消策について説明させていただきます。国や県の中山間地域等直接支払制度を活用して、今年度から市内の6地域で活動に取り組んでおり、うち2つの地域では、耕作放棄地の解消の活動を始めております。具体的には、玉野地区と山上の大上、金谷原地区、こちらの2つの地域で、地域の方々が遊休農地管理の活動に取り組んでおるところでございます。市といたしまして、推奨すべき良い活動であると考えております。市は、地域の農業者が集まる座談会等で、これらの積極的な情報を提

供し、更なる事業の拡大、推進に努めてまいりたいと考えております。

また、所有者への適正管理指導につきましては、貴農業委員会やJAと連携しながら、機会があるごとに所有者に対して適正な管理がなされるよう指導していく方針でございます。

続きまして3つ目、担い手の育成・支援につきましては、新規就農者の育成に関しまして、まずは引き続き県やJA等の関係機関と連携しながら、イベント等を通じて、国の支援制度を積極的に活用していただくよう周知に努めてまいりたいと考えております。そして、新規就農に繋がるよう支援してまいりたいと考えております。

なお今年度、就農希望者の窓口となりますマイナビ農業のイベント、8月に仙台で開催されました。3名の方が興味を示しになられて、うち1名は就農体験をする予定でしたが、昨今のコロナ等の諸事情により、体験が中止となった現状でございます。

また、今年度2名の新規就農者がございました。1名は親元就農、もう1名は親元とは違って経営開始型、親世代の経営を引き継いだのではなくて、別な作物に転換といいますか、そういった新たな経営開始型の就農者でありました。

次に、シニア世代、小規模経営等多様な担い手に対する支援対策でございますが、市独自の補助制度を創設することは、大変困難でありますので、引き続き、国県補助の対象となる集落営農組織や農事組合法人の活動に参画する等、既存の枠組みの中で制度を活用できるよう支援してまいりたいと考えております。

4つ目でございます。農業生産基盤の整備について、基盤整備自体は、自己負担を伴いますので、行政が年次計画を策定し実施するものではなく、むしろ地元の強い要望に基づき実施されるものと考えております。意見書にあります、自己負担のない形態の農地中間管理機構関連農地整備事業は、県が実施主体となる事業でございます。地元からの要望に基づき実施計画及び換地計画を策定し、農地全部を農地中間管理機構に15年以上貸付し、更に完了後5年以内に8割以上を担い手に集積、集約することが条件となっております。このことから、事業実施前に地権者の同意はもとより、それを担う農業者の意見集約と調整も必要となります。市といたしましては、地元からの要望があれば、事業実施に向けて県や土地改良区等の関係機関と連携しながら、地元の意見がまとまるよ

うに努めてまいりたいと考えております。

最後の5つ目でございます。有害鳥獣対策の強化につきまして、まず、箱ワナセンサー等捕獲設備の拡充につきまして説明いたします。相馬市有害鳥獣被害対策実施隊では、昨年度、試験的に箱ワナの作動を知らせる箱ワナセンサーを導入いたしました。実施隊の精力的な駆除活動におきまして、544頭のイノシシを捕獲いたしました。しかしながらデメリットもございまして、箱ワナ設置がどうしても山間地域に多くなりまして、センサーを受信する際に、地形や電波距離に影響を大きく受けることが分かりまして、今年度はその形態ではなく、費用対効果を勘案しながら、より効果的にかつ確実に捕獲するために、GPSを用いたドッグナビ、犬にGPSを付けまして、巻き狩りを実施しているところでございます。実施隊では、市内に約60基の箱ワナを設置しているところでございます。

また、意見書にございます赤外線センサーによる檻の開閉装置は、高額ということもございまして、導入に際してはその費用対効果、有効性を検証してまいりたいと考えております。

次に、ワイヤーメッシュ柵への助成についてご説明いたします。こちらは、昨年と同様の回答になっておりますが、ワイヤーメッシュ柵が高額ということもございまして、市単独の補助制度の創設は難しいと考えております。しかしながら、市といたしましては、先ほども申しました中山間地域等直接支払交付金の対象地域には、こういった、有害鳥獣被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵の導入もメニューとしてございますので、交付金の活用を検討していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

なお、今年度この交付金を活用しまして、山上の横川、並木地区の1地域でございまして、この制度を活用してワイヤーメッシュ柵を設置したところでございます。意見書に対する回答の説明につきましては、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については回答書のとおり承認されました。ここで農林水産課、古市課長の退席を求めます。

古市課長 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

（ 古市農林水産課長 退席 ）

議 長 次に、報告第2号専決処分についてを議題といたします。(1)農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について、(2)時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号専決処分について、(1)農用地利用調整会議における利用調整委員の指名についてご説明いたします。去る、12月21日、市役所中央会議室において、利用調整委員として、農地利用最適化推進委員荒徳吉委員、佐藤辰雄委員立会いのもと、農用地利用調整会議を開催しましたので、ご報告いたします。(1)につきましては以上です。

 続いて、(2)についてご説明申し上げます。(2)時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について、時効取得を原因とする登記申請が行われたため、福島地方法務局相馬支局登記官から通知がありました。通常、耕作目的で農地の所有権移転をする場合は、農地法第3条申請を提出し、許可を得る必要がありますが、時効取得については、農地を相続する場合と同様、民法の規定により所有権が移転されます。備考欄に民法第162条第1項の条文を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

 それでは、1番案件についてご説明いたします。令和2年12月8日に、9番岩本一夫委員と事務局で、登記権利者及び登記義務者から事実関係の聴取をしたところでございます。今般、登記義務者から登記権利者へ所有権を移転するもので、占有の経過につきましては、議案書に記載のとおりでございます。調査の結果、登記権利者が20年間、所有の意思をもって平穏かつ公然と他人の農地を占有、耕作、管理しており、農地に係る時効取得の要件を満たしていることを確認いたしました。事務局の説明は以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第3号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は4件の報告を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は3件の報告がございました。概要につきましては議案書記載のとおりでございます。(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は2件の届出がございました。権利取得事由につきましては、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん等の希望はございません。(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は12件の通知を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、いずれも耕作者変更のためとなっております。(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地の無償での貸借の解約となっております。解約理由につきましては、所有者都合のためとなっております。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し

願についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について、事務局よりご説明申し上げます。本案件は、令和2年7月10日付けで、農地法5条に基づく許可を受けておりますが、議案書記載の理由により、許可処分の取消し願があったものでございます。去る1月5日に13番、6番、7番委員、地区担当の推進委員と事務局で、土地の現況や取り消し理由の妥当性等を確認してまいりました。説明は以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番佐藤陽子委員一委員願います。

13番 1番案件について、去る1月5日に6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。この案件は、賃借権の設定で許可を受けておりましたが、所有者との再度の協議で所有権の移転に変更するため、一旦許可を取り消したための申請であり、許可処分の取消しは、やむを得ないと判断いたしました。以上のことから、許可処分の取消し願は、承認相当であると判断いたしました。以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第5条の規定による許可処分取消し願については、原案のとおり決せられました。

次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。地区担当委員より調査の報告をお願いします。番号1番について、3番目黒正一委員をお願いします。

3 番 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る12月30日に、申請人宅を地区担当の推進委員とともに訪問し、聞き取り調査、現地を確認してきました。また、1月5日に、6番委員、7番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については要件を満たしております。許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため、非該当であります。許可基準第3号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は50アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、聞き取り調査、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議 長 続いて、番号2番、3番について、地区担当委員より調査の報告をお願いします。9番岩本一夫委員をお願いします。

9 番 2番、3番案件について、関連がありますので、一括してご報告申し上げます。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る1月5日、13番、6番、7番委員、地

区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については要件を満たしております。次に、許可基準第2号についてであります。譲受人は個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号であります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は50アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議 長 続いて、番号4番について、地区担当委員より調査の報告を願います。11番山田秀晴委員をお願いします。

11番 4番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る1月5日、13番、6番、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。まず、権利の設定内容についてですが、所有権の移転（売買）になります。従前より耕作していた農地の買受となります。許可基準第2号法人の構成員の状況については、譲受人は個人であるため、非該当であります。許可基準第3号信託契約の有無は、議案書に記載のとおり該当ありません。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は50アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号借入地の転貸、質入れの有無については、譲受人に借

入地の転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についての2番案件と3番案件について、事務局より補足いたします。これらの申請地は土地改良事業の対象地となっております。従前地の地番で売買を行っております。また、譲受人について貸付地がございますが、農地の集団化による効率的利用を目的とした貸借であるため、全部効率利用要件を判断するうえで、勘案しないものとするとも併せて申し上げます。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について、説明を求めます。事務局。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、個人住宅敷地拡張用地（駐車場・回転広場）を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地、雑種地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、資材置場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。なお、申請地は都市計画法に基づく準工業地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅、倉庫、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。申請地は都市計画法に基づく準工業地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、資材置場、通路、法面用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。申請地は都市計画法に基づく準工業地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおり

りでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、補足になりますが、備考欄にも記載のとおり、今回の申請地の登記地目は山林ですが、現況が畑です。農地法は現況主義であるため、現況が農地であれば農地法の適用を受けることになり、申請が必要となります。

最後に6番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、①蒲庭字船田●●番地が、所有権の移転（売買）、②蒲庭字船田●●番地が、賃借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。⑥併用地の有無については、併用地として原野、山林があり、申請地と併せて賃借予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番佐藤陽子委員お願いします。

13番 1番案件、2番案件について、続けて報告いたします。

初めに1番案件について、去る1月5日に、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表して報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、宅地等で囲まれた、概ね

10ヘクタール未満の規模の小集団農地の区域内にある農地なので、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討も行われましたが、駐車場、回転広場ということで、住宅敷地に隣接していない等、他の場所での事業は困難であると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断いたしました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、2番案件について調査結果を代表して報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域の準工業地域内にある農地であり、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は該当いたしません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、担当委員举手願います。6番三國実加委員お願いします。

6番 3番案件から5番案件までについて報告いたします。去る1月5日に、7番委員、13番委員、事務局2名、地区担当の推進委員とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

まず3番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域の準工業地域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、4番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。3番案件と隣り合った土地であり、許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域の準工業地域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて5番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の規模の小集団農地の区域内にある農地であり、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長 続いて、担当委員挙手願います。7番丹野義基委員願います。

7 番 6番案件について報告いたします。去る1月5日に、13番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行ってきましたので、結果を報告いたします。申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や転用後の用途等については、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電設備用地となっております。今回の権利の移転設定の内容ですが、議案書の土地利用計画書にもあるように、申請地①の太陽光発電設備用地が、所有権の移転（売買）となっております、申請地②の通路の部分は、20年間の賃借権の設定となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の規模の小集団農地の区域内にある農地であり、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。次に、

許可基準第2号は、代替地の検討もしましたが、他の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号15番までの15件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判

断について、事務局よりご説明いたします。参考資料と赤字で書かれた資料の裏面をご覧ください。こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。こちらの図の赤枠で囲まれた「農地」に該当するか否かの判断という箇所について、これから議決していただく訳ですが、判断の流れといたしましては、毎年農業委員会で実施している利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者の方に対し非農地判断を行う旨の事前通知をさせていただきます。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。なお、農地に該当するか否かの判断基準につきましては、現況確認証明申請と同様の判断基準となっております。次に、非農地と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。それでは、参考資料と赤字で書かれた資料を表にしてご準備ください。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番丹野義基委員願います。

7 番 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る1月5日に、13番委員、6番委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、担当委員を代表して結果を報告いたします。番号10番は山林、他はすべて現況が原野化しており、番号1番から番号15番まで、すべて非農地であると判断いたしました。以上報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長

討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり「非農地」と判断することに決せられました。

次に、議案第5号令和2年度第7号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号20番までの20件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第5号令和2年度第7号農用地利用集積計画について、番号1番から番号20番までの20件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、番号1番から番号19番までの19件は、いずれも農業委員会を通した利用権の再設定、番号20番のみ、農地中間管理機構を通した借入れ、転貸一括方式による新規の利用権設定でございまして、農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定は全て満たしております。以上でございまして。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長

質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号令和2年度第7号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。
次に、議案第6号令和2年度農地中間管理事業の農用地利用配
分計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番
号5番までの5件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の
規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませ
んか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局の説
明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和2年度農地中間管理事業の農用地配分計画につ
いて、番号1番から番号5番までの5件について、事務局よりご説
明いたします。こちらは、これまで既に農地中間管理機構による借
り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作者が
変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契約は
そのままに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集
積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第5号とは別に
提案させていただいております。農業委員会の決定事項でありま
す農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定は、全て満たし
ております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号令和2年度農地中間
管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決定
されました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご
異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第31回相馬市農業委員会総会を閉会とい
たします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 9 番 岩 本 一 夫

議事録署名委員 10番 後 藤 義 昭